

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区設立認可
- 〃 〃
- ◇人委告示 選考により採用又は昇任させる職

告示

鳥取県告示第三百七十三号

鳥取市桜谷小林幸一ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市桜谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第二項の規定により、昭和三十三年八月八日成立した。

昭和三十三年八月十五日

鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県告示第三百七十四号

鳥取市松原松本義雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市松原土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第二項の規定により、昭和三十三年八月八日成立した。

昭和三十三年八月十五日

鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県告示第三百七十五号

米子市大崎木村繁隆ほか十七人の者から申請のあつた大崎土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十三年八月十二日成立した。

昭和三十三年八月十五日

鳥取県知事 遠

藤

茂

人事委員会告示

人事委員会告示第四号

職員に任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）第十九条、第二十条及び第三十九条の規定に基き選考により採用又は昇任させる職を次のように定め、昭和二十八年鳥取県人事委員会告示第一号（選考により採用又は昇任させる職について）は、廃止する。

昭和三十三年八月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

一 試験を行つても十分な競争者が得られないと、人事委員会が認める職、又は職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、児童相談所及び婦人相談所において判定、相談、調査を司る職員
の職、教護の職、寮母の職、児童指導員の職、司書の職

職、学芸員の職、速記者の職、ほん記者の職、通訳の職、職業指導員の職、工芸（デザイン）技術の職、窯業技術の職、製紙技術の職、木材工業技術の職、染織技術の職、鉦業技術の職、逮捕術指導員の職、犯罪鑑識技術の職、林業専門技術員の職、木炭検査員の職、船舶乗組職員の職、映写技師の職、汽かん士の職、自動車整備士の職、計量士の職、医師の職、歯科医師の職、薬剤師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士、レントゲン技師の職、あんま師の職、看護婦の職、保健婦の職、助産婦の職、准看護婦の職、調理士の職
二 人事委員会が試験によること、不適当であると認める職
1 単純な労務に従事する職員の職
2 吏員昇任特別選考基準に適合する職員の職
3 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職
4 その他選考による職と同等の職と人事委員会が認めたる職

昭和四年四月十五日第三種郵便、認可 発行日 火、金

鳥取県印刷所 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取